



これだけは知っておきたいマイナンバー制度

10月5日（月）からマイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まり、新聞・ニュースなどで大きく取り上げられています。主な内容をまとめましたのでご覧ください。

【すべての方へ】

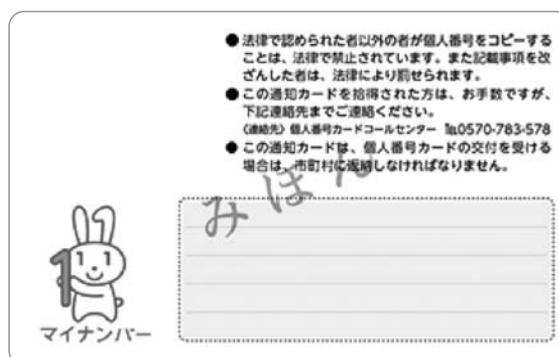
マイナンバー（個人番号）は、なりすまし防止のため、対面で本人確認した上、カードの提示を求められます。役場職員（公的機関の職員）などが電話で個人番号を聞いたりすることはないので、新手の詐欺にご注意ください。

【通知カードが届いた方へ】

- お手元に届いた通知カードは平成28年1月から公的機関で使用しますので、**大事に保管してください。**
- 通知カードを紛失するとカード作成を国の機関に依頼しますので、再発行手数料が500円かかります。
- これから住民異動（転出・転入など）される方は必ず通知（個人番号）カードを窓口でご提示ください。窓口職員がカードに新住所などを書きこみます。



表



裏

【通知カードが届かなかった世帯の方へ】

通知カードが届く時期は10月下旬～11月初旬を見込んでいますが、何らからの理由（カードが届く頃に長期で出張があったなど）で11月末頃になっても届かなかった世帯分の通知カードは役場で約3ヶ月間保管しています。下記の事項を確認の上、役場住民福祉課までご連絡ください。

- 自分の留守中に同世帯の方の誰かが受け取っている
- 今、住んでいる住所地で転入（転居）届をしていない
- 10月5日以前に住んでいた住所地に通知カードが届けられている

【個人番号カードを申請される方へ】

個人番号カードの取得を希望される方は、お手元に届く通知カードに申請書が同封されています。申請書を自分で書いてカード発行機関に郵送していただく方法や役場住民福祉課に提出する方法もあります。不明な点などがありましたら下記までお問い合わせください。